

日本衛生学会名誉会員および役員選考規程

第1章 名誉会員

- 第1条 会則第10条に定める本学会の名誉会員の推薦については、この規定により広く会員の中から候補者が選考される。
- 第2条 名誉会員の被推薦資格は、原則として満70歳以上、会員歴30年以上でかつ評議員を務めた会員であり、教授その他衛生学の専門領域の現職から引退した人で、以下のような基準に該当するものとする。
1. 理事、会計監査、編集委員あるいは学会事務局の設置する委員会の委員を務めるなど、本会に尽力した人
 2. 衛生学の領域に関し顕著な研究業績を残した人
 3. 衛生学の領域の研究者の育成に顕著な功績があった人
 4. 以上のほかに、理事会が特に上記と同等以上と認めた人
- 第3条 名誉会員の推薦に当たっては、理事会において推薦担当理事3名を互選し、理事長が委嘱する。
1. 推薦担当理事は、名誉会員の該当者の有無及び推薦基準に照らして必要な調査を行いその結果、推薦候補がある場合は毎年12月末日までに理事会に報告する。
 2. 名誉会員の推薦について、「日本衛生学雑誌」誌上で公募することができる。
- 第4条 名誉会員の決定は、理事会が推薦担当理事から提出された候補者について審議し、推薦する場合は本人の了承を得て、評議員会の議を経て理事長名で総会に提案し承認されなければならない。

第2章 役員

- 第5条 評議員の選考は次の方法による。
1. 評議員候補者は衛生学領域において10年以上の研究歴、並びに5年以上の会員歴を有して活発な研究活動を行っている本会会員であることを要する。
 2. 評議員候補者は1名以上の評議員または5名以上の会員の連名による推薦を受けていなければならない。その際、当該候補者の学歴、研究歴および実績ないしはその目録が添えられなければならない。
 3. 上記候補者について理事会が審査し評議員会および総会の議を経て理事長が委嘱する。
 4. 名誉会員はその対象から除外する。
- 第6条 理事の選出は次の方法による。
1. 会員の選挙による。
 2. 被選挙権有資格は評議員とする。
 3. 全国を北海道、東北、関東、中部、近畿、中・四国、および九州の7地区に分け、各地区毎に当該地区会員がその地区の評議員から理事を選出する。
 4. 各地区の理事の定数は北海道1名、東北1名、関東4名、中部2名、近畿3名、中・四国2名および九州2名とする。但し、理事長の所在地区は1名の増員を認める。
 5. 再任はさまたげないが、連続三期におよぶことはできない。
 6. 選挙管理委員会は改選前の適当な時期に、理事の互選によって選出された3名を以って構成し、選挙終了とともに解散する。
 7. 選挙は郵送法とし各地区別定員に相当する数の連記による無記名投票とする。
 8. 同数得票のある場合は選挙管理委員会における抽選によって決定する。
- 第7条 会計監査は理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 第8条 理事長の選出は次の方法による。
1. 理事の互選による。
 2. その結果評議員会を経て総会において承認されなければならない。

第3章 付 則

- 1) この規定は平成17年4月1日より施行する。
(平成17年4月1日 日本衛生学会会則の変更に伴い、幹事・幹事長の名称を、理事・理事長に変更)